

令和4年第12回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和4年12月7日(水) 午後1時30分から午後1時55分まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 (19人)

会 長	19番 谷 則男
委 員	1番 北澤 良祐
	2番 服部 茂
	4番 奥村 郁雄
	5番 稲田 正文
	6番 村田 清美
	7番 田村 勝美
	8番 阪部 幸弘
	9番 西村 修
	10番 森澤 明
	11番 上田 國和
	12番 園田 正夫
	13番 中村 安秀
	14番 奥 哲郎
	15番 新井 泉次
	16番 森島 孝司
	18番 木村 正樹
	20番 堀井 吉夫
	21番 菊岡 祐一

4. 欠席委員 (1人)

17番 新井 源吾

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第37号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日 程 第 5 議案 第39号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認
について(利用権貸借)

日 程 第 6 報告 第29号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(専決)

日 程 第 7 報告 第30号 農地法第5条第1項の規定による届出について(専決)

日 程 第 8 報告 第31号 農地法第18条第6項の規定による通知について(専決)

日 程 第 9 報告 第32号 地目変換届について(専決)

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児

事務局 田畑 徹

事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>議席番号17番 新井 源吾委員から欠席届が提出されています。</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中13名、推進委員6名中6名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>狩野委員の後任として、12月2日付け城陽市議会で同意され市長から任命されました。</p> <p>菊岡委員挨拶をお願いいたします。</p> <p>(挨拶)</p> <p>それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p>
会長	<p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和4年第12回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p>
会長	<p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、18番 木村職代、20番 堀井委員よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。</p>
会長	<p>日程第3、議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し受付番号26番を事務局から説明いたします。</p>

本案件は●●委員が顧問となっている●●●●●●●●●●が譲受人となっている案件です。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席し、当該議案終了後に再度入室となります。

●●委員の退席をお願いします

(関係委員退席)

それでは、退席が終わりましたので事務局説明をお願いします。

事務局 受付番号26番について説明します。

内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市寺田 ●●●●●●●● ●●●●●● ●● ●●です。

権利の種類は3条の有償移転です。

会長 対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 ●●●●●●●●●●は城陽市内において水耕栽培を中心に耕作、販売されている農地所有適格法人であり、今後も地域の担い手として期待できる会社でありますのでご審議をお願いします。

会長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号26番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により法人形態、事業内容、議決権数、役員の常時従事要件を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します

案件が終わりましたので委員の入室をお願いします。
(委員入室)

会長 受付番号27番を事務局から説明いたします。

事務局 受付番号27番について説明します。

内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市市辺 ●● ●●です。
権利の種類は3条の無償移転です。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 ●● ●●さんは●●●●の娘さんであり世帯内移動の農業経営の継承であるので問題ないと思われます。よろしくご審議ください。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。
受付番号27番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

会 長 日程第4、議案第38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを上程し、受付番号1番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号1番について説明いたします。
土地の所在は、城陽市中 地目は田 面積163平方メートル

申請者は、城陽市中 ●● ●●
露天駐車場として使用するためです。

場所は市街化調整区域、農業振興地域、農用地ではありません。
現況は畑です。南側、東側は道路、北側、西側は雑種地です。

雨水排水は既設枿及び側溝へ排水します。

青谷土地改良区からは

- ・周辺農地の耕作に支障を及ぼさないようにすること。
- ・雨水等の処理をすること。
- ・隣接地主の承諾を得ておくこと。
- ・関係行政機関の指導に従うこと。

管理課からは、

- ・申請地東側に存する市道を取り込まないように注意してください。
- ・市道に関する工事を行う場合は道路法による協議を行ってください。
- ・申請地北側及び西側に存する水路を取り込まないように注意してください。
- ・水路に関する工事を行う場合は水路等管理条例による協議を行ってください。

・土地形状の変更をされる場合は隣接地の排水を考慮してください。
・土地利用による土砂及び雨水の流出がないよう対応してください。
環境課からは、
・現場作業が発生する場合は出来る限り騒音・振動が発生しないよう対策を講じ、
苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。
資料1に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について●
●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。道路や雑種地に囲まれており問題ないと考えます。ご審議のほど
よろしくお願いいいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号1番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

会 長 日程第5、議案第39号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の
承認、利用権設定についてを上程し、受付番号49番について事務局から説明いたし
ます。

事務局 受付番号49番について説明します。
本案件は令和2年2月1日～令和5年1月31日までの期間で設定された利用権設
定の再設定です。使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市富野 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。積極的に農業をされておられ、農地も適正に管理されており問題
ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

会 長

只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号49番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号50番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号50番について説明します。
本案件は新規設定です。使用貸借です。
内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市奈島 ●● ●です。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。会社を退職され、農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号50番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号51番、52番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号51番、52番については同一借受人のため取りまとめて説明します。
受付番号51番について説明します。
本案件は平成30年2月1日～令和5年1月31日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。

受付番号52番について説明します。
本案件は平成30年2月1日～令和5年1月31日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。

借り手はともに城陽市寺田 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。法人として会社経営もされ、農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号51番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号52番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号53番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号53番について説明します。
本案件は令和2年3月1日～令和5年2月28日までの期間で設定された利用権設

定の再設定です。使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市寺田 ●● ●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。借り手は高齢となっておりますが、家族で農業をされているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号53番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 日程第6、報告第29号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。受付番号27番から31番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号27番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市市辺 ●● ●です。

受付番号28番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、宇治市羽拍子町 ●● ●●です。

受付番号29番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、城陽市上津屋 ●● ●●です。

受付番号30番について説明します。

内容は議案書のとおりです。

相続人は、宇治市木幡 ●● ●●です。

受付番号31番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市中 ●● ●●です。
小作権の相続です。

会 長 只今、事務局から説明をしました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、

日程第6を終了します。

会 長 日程第7、報告第30号 農地法第5条第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号6番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号6番について説明いたします。
土地の所在は、城陽市富野 地目は田 面積924平方メートル 貸付人は 城陽市長池 ●● ●● ●●●
借受人は 東京都港区 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●●です。賃貸借です。

場所は市街化区域です。
●●●●工場の資材置場として使用するためです。
雨水は自然浸透します。
管理課からは、
・申請地西側に存する市道を取り込まないように注意してください。
・市道に関する工事を行う場合は道路法による協議を行ってください。
・申請地西側及び南側に存する河川を取り込まないように注意してください。
・河川に関する工事を行う場合は河川法による協議を行ってください。
・申請地南側の里道については、国有財産となりますので、京都府または近畿財務局京都財務事務所と協議願います。
・土地形状の変更をされる場合は隣接地の排水を考慮してください。
都市政策課からは、
・東側工場敷地と一体で利用するためには、都市計画法に基づく開発許可等別途手続きが必要となります。
環境課からは、
・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

との意見が付されています。

資料2に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。届出地は●●●工場と河川との間にあり、市街化区域でもあるので問題ないと考えます。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します。

会 長 日程第8、報告第31号 農地法第18条第6項の規定による通知について専決しました。受付番号6番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号6番について説明します。
土地の所在は城陽市中
内容は議案書のとおりです。
解約理由は双方合意による解約です。

会 長 只今、事務局から説明をしました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します。

日程第9、報告第32号 地目変換届について専決しました。受付番号5番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号5番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
届出人は、城陽市平川 ●● ●●です。

資料3に位置図等を添付しております。

会 長 只今、事務局から説明をしました。
ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第9を終了します。

会 長 以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第12回定例総会を終了致します。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願い致します。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員